

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



明けましておめでとうございます。本年も「税の豆知識」をよろしくお願いたします。

さて、新年号であります今回は、総務省／経済産業省が主管となって進める「**情報銀行**」について、前回に引き続いて説明いたします。個人にとって重要なパーソナルデータ（氏名や住所などの個人の基本情報、交通系ICカードの乗車データやスマートフォンの位置情報などの行動履歴等）を集中管理し、データを必要とする外部の事業者に対して提供する、そんな新しい事業（情報を預けた人は「金利」のように商品券や割引券等がもらえます）である**情報銀行**が注目を集めています。

1. 情報銀行とは

総務省／経済産業省の「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」により取りまとめられた「情報信託機能の認定に係る指針」では、**情報銀行とは「個人とのデータ活用に関する契約書に基づき、PDS（注）などのシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人本人の指示またはあらかじめ指定した条件に基づき個人に代わり妥当性の判断の上、データを第三者（他の事業者）に提供する事業」と定義されています。**

（注）PDSとは、Personal Data Storeの略であり、個人に関する情報を集約させ管理するシステムのことです

この定義における「個人のデータ」には、行動履歴、購買履歴、金融、ヘルスケアデータなどの重要データが含まれ、銀行という信用度の高い組織に資産を預けるように、個人は自らのパーソナルデータを情報銀行に預託し、セキュアな環境で管理することができ、企業は情報銀行を通してビッグデータとしてパーソナルデータを活用できることとなります。

2. 情報銀行の役割

情報銀行の大きな役割は、パーソナルデータを適切に活用することで、国内産業を活性化させることにあります。AI（人工知能）やIOT（注）の進歩や、スマートフォン・5Gの普及にあわせ、

情報の価値はますます高まっており、安全性を担保した上でパーソナルデータを活用することは産業の活性化につながります。

（注）IOTとは、Internet of Thingsの略であり、モノのインターネットと訳されています。モノがインターネット経由で通信することであり、モノに取り付けられたセンサーが人手を介さずにデータをインターネット経由で送信できる技術のことです

3. 情報銀行が求められる背景

情報銀行が求められる背景には、情報の価値の高まりが挙げられます。現在でも、ビッグデータを積極的に収集・活用しているGAFA（Google、Apple、Facebook、Amazon）などのデジタル企業は、パーソナルデータの利活用を通して莫大な利益を上げていると言われていいます。今後、ITやIOTがさらに進化していけば、パーソナルデータの有効活用は、ビジネスに対してより決定的な影響を与える要因となっていくことは明らかです。高度なパーソナルデータの積極的な活用のためのインフラとして、今、情報銀行が求められていると言われていいます。

4. 情報銀行のメリット

(1)個人側のメリット

個人が情報銀行にパーソナルデータを預ける最大のメリットは、「安心・安全」です。情報銀行の運営事業者は、認定を受けるに当たり、厳しい基準をクリアした高度なセキュリティ環境を保持しなければなりません。それにより情報銀行に預託されたパーソナルデータは安全に管理されます。さまざまな事業者のサービスを利用するにあたり、個人がパーソナルデータを個別に管理するのではなく、情報銀行がパーソナルデータを集中管理し事業者に提供することになっています。

(2)企業側のメリット

情報銀行によって管理されているパーソナルデータにアクセスできるようになれば、質の高いOne to Oneマーケティング（注）が実現できるため、企業が情報銀行を利用するメ

リットも大きくなります。かつては販売促進やブランディングにテレビCMが使われることが多かったのですが、2019年にはインターネット広告費がテレビCMの広告費を追い抜くなど、デジタルマーケティングが勢いを増しています。中でもパーソナルデータをもとに顧客一人一人に適切なアプローチを試みるOne to Oneマーケティングは、SNSの発展を追い風として破竹の勢いで広がっているようです。

(注) One to Oneマーケティングとは、消費者ひとりひとりの購買傾向からニーズを読み取り、個々に対して最適なコミュニケーションを行うマーケティング活動を指します

5. 情報銀行のデメリット

(1)個人側のデメリット

セキュアな環境で運営される情報銀行であっても、インシデント(例えば情報漏洩)が発生するリスクは皆無ではありません。個人でパーソナルデータを管理するよりも高い安全性を担保しやすくはあっても、ゼロリスクにはなり得ないことは理解しておくことが必要です。

(2)企業側のデメリット

情報銀行を利用する企業側のデメリットとしては、セキュリティコストや管理コストの増大が挙げられます。情報銀行からデータ提供を受ける事業者は、高いセキュリティ基準をクリアしていると客観的に証明するために、プライバシーマークやISMS認証の取得、更新が求められます。

6. 情報銀行の参入・実証実験を行っている企業

(1)三菱UFJ信託銀行

独自の情報信託能を担うプラットフォーム「Drime」を活用して運用を開始している。

(2)日立製作所

個人のIOTデータ等を活用した個人情報管理基盤サービスを開発し、匿名バンクの推進を始めている。

(3)大日本印刷(DNP)

ヘルスケアアプリ「Finc(フィンク)」と共同で情報銀行事業を構築。また、産経新聞と新会社を設立し豊かな人生を支援する実証を開始。

(4)スカパー

利用者の同意を得て視聴履歴を取得し、代わりに数百円単位の料金の割引を行っている。



「七草粥」

七草粥は正月行事として定着していますが、本来は1月7日の「人日」の日に行われる「人日の節句」の行事で、五節句のひとつです。

五節句とは、江戸幕府が定めた式日で、1月7日の人日、3月3日の上巳、5月5日の端午、7月7日の七夕、9月9日重陽をさします。

人日とは文字通り「人の日」という意味で、中国の前漢の時代に、元日は鶏、2日は犬、3日は猪、4日は羊、5日は牛、6日は馬、7日は人の日としてそれぞれの占いをたて、8日に穀を占って新年の運勢をみただていたことに由来します。

さらに唐の時代には、人日の日に「七種菜羹(ななしゅさいのかん)」という7種類の若菜をいれた汁物を食べて無病息災を願っていたのが伝来しました。

1月の税務と労務

- ・国税/給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出 本年最初の給与支払日の前日
- ・国税/報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出 1月31日
- ・国税/源泉徴収票の交付、提出 1月31日
- ・国税/12月分源泉所得税の納付 1月11日
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月20日)
- ・国税/11月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 1月31日
- ・国税/5月決算法人の中間申告 1月31日
- ・国税/2月、5月、8月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 1月31日
- ・地方税/固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日
- ・地方税/給与支払報告書の提出 1月31日

2月の税務と労務

- ・国税/令和1年分所得税の確定申告受付 2月16日~3月15日
(還付申告は申告期限前でも受け付けられます)
- ・国税/贈与税の申告受付 2月1日~3月15日
- ・国税/1月分源泉所得税の納付 2月10日
- ・国税/12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 2月28日
- ・国税/6月決算法人の中間申告 2月28日
- ・国税/3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 2月28日
- ・国税/決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 2月28日
- ・地方税/固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日